

呉ポートピアパーク及び天応公園の 指定管理者募集要項

令和8年8月

呉市土木部土木総務課

呉市文化スポーツ部スポーツ振興課

目 次

1	募集の目的及び指定管理者に期待する役割（成果）並びに募集方法	1
2	施設の概要等	1
3	指定期間	1
4	業務の範囲	2
5	管理の基準	2
6	施設利用申込のオンライン化及び利用料金収受におけるキャッシュレス化	4
7	管理に係る経費等	5
8	応募資格	6
9	応募方法	7
10	候補者の選定	10
11	リスクに応じた責任分担	12
12	施設運営協議会の設置	14
13	モニタリングの実施	14
14	指定及び協定の締結	14
15	事業報告書等	15
16	事業の継続が困難になった場合の措置等	15
17	事務引継ぎ等	16
18	提出された申請関係書類等の取扱いについて	17
19	その他	17
20	問い合わせ先	19

呉ポートピアパーク及び天応公園の指定管理者募集要項

呉市（以下「市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項、呉ポートピアパーク設置条例（平成12年呉市条例第31号。以下「呉ポー条例」という。）第2条の2、呉市都市公園条例（昭和44年呉市条例第33号。以下「公園条例」という。）第3条の7の規定に基づき、呉ポートピアパーク及び天応公園の指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の目的及び指定管理者に期待する役割（成果）並びに募集方法

(1) 募集の目的

恵まれた環境の中での余暇を過ごす場及び各種行事の場を提供し、市民の自主的な野外活動、文化活動等を通じて、健全な心身の育成及び休養に資することを目的として指定管理者を募集します。

(2) 指定管理者に期待する役割（成果）

施設の設置目的及び関係法令を念頭に置き、安全かつ効率的に施設を管理運営すること。

(3) 募集方法

「公募」方式とします。

2 施設の概要等

施設名	呉ポートピアパーク	天応公園
施設所在地	呉市天応大浜3丁目地内	
開設年月日	平成12年7月20日	平成4年3月19日
敷地面積	約4.9ヘクタール	約0.8ヘクタール
主要施設	別添のとおり（資料1-1）	別添のとおり（資料1-2）

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）とします。指定期間は、呉市議会の議決を経て正式決定となります。

ただし、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年呉市条例第82号。以下「手続条例」という。）第7条第1項の規定により、管理の適正を期するために行った必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、当該期間内であってもその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定を受けた者は、自己の責任と負担において、令和9年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように、人的・物的体制を整えなければ

ならないこととします。

4 業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）は次のとおりです。

なお、管理業務の詳細については、呉ポートピアパーク及び天応公園の指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に示します。

呉ポートピアパーク

- (1) 呉ポートピアパークの施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 呉ポ一条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 呉ポ一条例第4条第1項第3号から第7号までに掲げる行為の許可（呉市長（以下「市長」という。）が指定するものに限る。）及び第5条第2項に規定する専用使用の許可に関する業務
- (4) 呉ポートピアパークの利用の促進に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

天応公園

- (1) 天応公園及び付属施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）に関する業務
- (2) 公園条例第4条第1項の許可（市長が指定するものに限る。）に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務

5 管理の基準

(1) 公平な利用の確保

指定管理者は、法令、呉ポ一条例、公園条例、各条例施行規則及びその他市長が定めるところに従い施設の管理を行うとともに、市民の公平な利用を確保しなければなりません。

(2) 開園時間及び休園日

開園時間等は次のとおりです。ただし、市において必要があると判断したときは休園日や開園時間を変更することがあります。

また、指定管理者があらかじめ市長の承認を得た場合は、これを変更することができます。

ア 開園時間

9時から21時まで。なお、呉ポートピアパークの多目的広場及びトライアル広場並びに天応公園（スケートボードエリア及びBMXエリアを除く。）は終日とします。

イ 休園日

(ア) 水曜日。ただし、水曜日が次に掲げる日に当たるときを除きます。

- a 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）
- b 1月2日から1月6日まで、3月26日から4月5日まで、7月21日から8月31日まで及び12月24日から12月28日まで

(イ) 1月1日及び12月29日から12月31日まで

(3) 施設の使用許可

指定管理者は、利用者から使用許可、更新、変更等の申し出があった場合、適切に対応してください。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはいけません。

(5) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の公開に関し、公開に関する規定を整備する等、適切に対応してください。

(6) 関係法令等の遵守

この募集要項及び仕様書に定めるほか、施設の管理に必要な次に掲げる法令等を遵守するとともに、指定管理者としての責務を把握し、適正に施設の管理を行ってください。

ア 自治法、呉市行政手続条例（平成10年呉市条例第1号）及び同条例施行規則（平成10年呉市規則第55号）のほか行政関連法令等

イ 呉ポー条例及び同条例施行規則（平成12年呉市規則第40号）

ウ 公園条例及び同条例施行規則（昭和44年呉市規則第29号）

エ 手続条例及び同条例施行規則（平成18年呉市規則第1号。以下「手続条例施行規則」という。）

オ その他施設の管理に関係する全ての法令等

(7) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するに当たり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 不当介入に関しては断固として拒否してください。

イ 警察に通報するとともに捜査に協力してください。

ウ 不当介入を受けた場合、市に報告してください。

エ 不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、市と協議を行ってください。

(8) 緊急時の対応

指定管理者は、管理業務の実施に当たり、事故、災害等の緊急事態が発生すると予想される場合又は発生した場合は、利用者の安全に配慮した上、その影響を除去するために早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう

努めるとともに、市その他の関係者に対して緊急事態発生を直ちに通報し、市の指示を受けてください。

また、緊急事態に備え、災害対応の手引、緊急連絡網の作成、その他緊急時対応体制の整備に努め、整備体制を市に報告してください。

(9) 災害発生時の対応

本施設が、災害発生時、避難場所等として使用される場合は、市からの指示等を受けながら、適切に対応してください。なお、本施設のこども館は、「呉市天応地区第1開設避難所」に指定されています。

(10) 第三者への委託

管理業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

ただし、管理業務を効率的に行う上で必要と思われる業務は、市との協議の上、業務の一部を他の者に委託し、又は請け負わせることができます。

6 施設利用申込のオンライン化及び利用料金収受におけるキャッシュレス化

(1) 利用申込のオンライン化

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上を図るため、窓口での申し込みの受付のほか、オンラインによる申し込みの受付も行ってください。

また、オンラインによる利用申込の受付は、市が導入している「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により運用してください。

なお、システム運用に係る機器等の準備及び費用の負担については、次のとおりです。

ア 市が用意するもの

(ア) システムの利用権

(イ) システム操作マニュアル

イ 指定管理者が用意するもの

(ア) インターネットメールアカウント

(イ) 受付用端末、プリンター

(ウ) ウイルス対策ソフト

ウ 市が負担するもの

(ア) システムの利用権に関する費用

エ 指定管理者が負担するもの

(ア) インターネットメールアカウントに関する費用

(イ) 受付用端末、プリンターに関する修繕費及び消耗品等

(ウ) ウイルス対策ソフトに関する費用（ウイルス対策ソフトデータは常に最新の状態に保つこと。）

(エ) 回線通信費

(2) 利用料金の収受におけるキャッシュレス決済の推進

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上を図るため、利用料金を収受する場合は、キャッシュレス決済の導入に努めてください。

また、利用できるキャッシュレス決済は、クレジットカード、二次元コードなどにも対応してください。

なお、収納代行業者との契約等、キャッシュレス決済導入に必要な対応は、指定管理者が行うこととし、月額利用料や決済手数料等のキャッシュレス決済に係る費用負担の考え方は、次のとおりです。

ア 指定管理業務における利用料金の決済に関する経費は、市が負担するものとし、指定管理料で措置します。

イ 自主事業における収入の決済に関する経費は、指定管理者が負担するものとします。

7 管理に係る経費等

呉ポートピアパーク及び天応公園の管理に要する全ての費用は、原則として市の指定管理料及び利用料金並びにその他の収入をもって充てるものとします。ただし、指定管理者の創意工夫によりサービスを向上させるための手段として自主事業等を実施し、当該事業により得た収入を充てることができるものとします。

(1) 利用料金

ア 利用料金の設定

指定管理者は、自治法第244条の2第8項の規定に基づき、同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受するものとします。指定管理者は、呉ポ条例及び公園条例に定める額の範囲内で利用料金を設定します。

なお、額の設定に当たっては、事前に市長の承認が必要です。

イ 利用料金の減免

条例、規則等で定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

ウ 留意事項

前指定管理期間の令和9年3月31日以前に収納し、又は収受した施設使用に係る利用料金については、前指定管理期間の収入とします。

(2) 指定管理料

市は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。

指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託料）、公課費などを含むものとします。

なお、指定管理料の支払額、支払時期、支払方法等は、指定管理者と協議の上、年度ごとに協定で定めます。収支計画上の指定管理料の支払いをお約束するものではありません。（※要項別紙「想定指定管理料」参照）

(3) 指定管理料の取扱い

指定管理料に余剰金が発生した場合、原則として精算による返還は求めません。ただし、事業報告書の内容を確認の上、不適切と認められる支出が確認された場合は、精算による返還を求めます。

指定管理料に不足が発生した場合、原則として増額はしません。ただし、法令改正、

災害等の不測の事態により、対象経費に大幅な増減が生じた場合は、市と指定管理者において協議の上、費用負担等に関して決定するものとします。

(4) 指定管理業務の経理に関する事項

ア 専用口座の開設

指定管理者は、指定管理業務に係る経理と法人等の固有業務等に係る経理を区分するとともに、指定管理業務に係る経費は専用の口座を設けて管理してください。

イ 帳簿及び書類の作成と保管

指定管理者は、指定期間中における指定管理業務に関わる全ての収入及び支出を事由ごとに明確に示した計算書を作成し、それらに係る根拠書類を保管してください。

ウ 出納記録簿の作成

指定管理者は、指定期間中における現金及び物品の出納に関する記録簿を作成してください。

エ 決算書の作成

指定管理者は、毎年度、収支を明らかにする決算書及び事業報告書を作成し、市に提出してください。

オ 処理規定の整備

アからエまでを踏まえ、管理経費に係る処理規定等を整備してください。

カ 情報公開との関係

指定管理業務に係る経理等に関する書類及び資料は、市において情報公開請求の対象となります。

(5) 監査

指定管理者は、市の監査及び外部監査の対象となります。指定管理者に対して、実地調査又は必要な記録の提出を求める場合があります。

なお、監査実施の場合は、指定管理者は誠実かつ迅速に対応してください。

8 応募資格

(1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）。

(2) サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「共同体」という。）での共同による申請ができます。この場合は、次の事項に留意すること。

ア 共同体の適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

イ 一の共同体の構成員は、別の共同体の構成員となり、又は単独での呉ポートピアパーク及び天応公園の指定管理者に係る指定の申請をすることはできません。

(3) 公の施設の管理に当たって必要な法人格、資格、免許等を有すること。

(4) 手続条例施行規則第2条各号に規定する欠格事項に該当しないこと。

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規

定する指定管理者をいう。以下同じ。)の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

(2) 当該団体の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうちに次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 市税及び県民税の滞納がある者

エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

オ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

(4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体

(5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人(市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。)

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(6) 呉市入札参加資格者指名停止要綱(平成9年4月1日実施)に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

(7) 暴力団及びその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)並びに暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。

(9) その他必要な条件を満たしていること。

9 応募方法

(1) 指定提案と任意提案

応募に当たっては、市が、指定管理者が行う管理業務として指定する業務について提案する「指定提案(必須提案)」に加えて、指定管理者が、創意工夫によりサービス向上の取組として行う自主事業等を提案する「任意提案」をすることができます。

ア 指定提案

指定提案については、参考として、市が管理業務の令和9年度の指定管理料とし

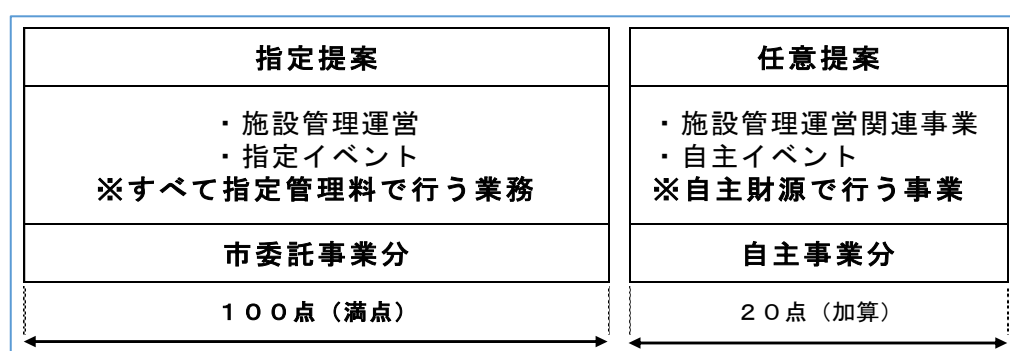
て想定する金額（以下「想定指定管理料」という。）を別添のとおり提示します。

想定指定管理料以上の指定管理料を提案することも可能ですが、指定管理者の候補者の選定に影響があります（「10 候補者の選定」参照）。

イ 任意提案（自主事業等）

指定管理者自らが民間事業者等のノウハウを最大限発揮し、イベントの企画・誘致・実施、飲食、物販等の事業など、自主事業を積極的に行うことにより、収入を得ることができます。この収入のみを財源とする自主事業を提案してください。なお、提案内容によっては市の判断により、財源の一部を市が負担する場合があります。

任意提案は、指定管理者の候補者の選定に当たり、加算扱いとします。指定管理料以外の財源も活用し、公園の魅力向上や新たな利用者サービスの提供を図るため、設置目的にふさわしい自主事業等の提案・実施に努めてください。なお、実施に際しては、あらかじめ市と協議し、市の許可等を得る必要があります。



指定提案と任意提案に係るイメージ図

指定提案（任意提案に係る財源を市が一部負担する場合もある）の指定管理料については、市の予算の範囲内での対応となるものであり、必ずしも収支計画上の指定管理料の支払いを約束するものではありません。

また、任意提案として提案された内容であっても、市が、その内容が指定提案の範囲に入るものと判断した場合においては、当該任意提案は、指定提案の一部として取り扱うものとします。

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 法人の定款の写し又はこれに準じる書類

ウ 法人の登記事項証明書（提出前3か月以内に取得したもの）

法人でない団体であっては、代表者の申請をする日現在の住民票の写し及び役員の氏名及び住所を記載した書類

エ 団体概要（様式第2-1号）

なお、共同体での応募の場合は、次の書類も提出してください。

(ア) 共同体構成届出書（様式第2-2号）

(イ) 共同体協定書（様式第2-3号）の写し

(ウ) 共同体委任状（様式第 2－4 号）

オ 事業計画書（様式第 3 号）及び指定管理業務収支計画書（様式第 4 号，様式第 5 号）

カ 欠格事項非該当誓約書（様式第 6 号）

キ 暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書（様式第 7 号）

ク 団体に係る令和 8 年度の事業計画及び収支予算を示す書類

ケ 団体に係る令和 7 年度の事業報告及び収支決算を示す書類

コ 類似施設等の管理実績がある場合は，その実績を記載した書類

サ 直近 2 事業年度分の納税証明書

(ア) 法人税，消費税及び地方消費税について，未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（その 3 の 3））。法人でない団体にあっては，団体の代表者の申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 2））

(イ) 県税（法人事業税，法人県民税）に係る納税証明書

(ウ) 呉市に納付すべき市税に係る納税証明書

納税義務がない場合は，納税義務がない旨及びその理由を示した書類

シ その他団体の概要を示す書類

(3) 提出部数

正本 1 部及び副本 15 部

なお，副本については，添付書類も含め複写したもので結構ですが，大きさは，全て A4 版としてください。また，電子データ（エクセル，ワードなどのソフトにより作成したもの等）を併せて提出してください。

(4) 申請関係書類の配布・受付に関する事項

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 28 日（金）から同年 9 月 28 日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）における 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

イ 配布・受付場所

〒737-8501

呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市役所本庁 6 階

呉市土木部土木総務課

持参又は郵送（簡易書留のみ可）により令和 8 年 9 月 28 日（月）17 時 15 分必着で提出してください（ファクシミリは不可）。

なお，呉市のホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/>）においても，募集要項を掲載しています。

(5) 応募説明会

次の日程で現地説明会を行います。

令和 8 年 9 月 7 日（月）10 時から（1 時間程度）

なお，現地説明会への参加を希望する場合は，9 月 3 日（木）までに応募説明会参加申込書（様式第 11 号）を呉市土木部土木総務課まで電子メール（20 問い合わせ

先参照)により連絡してください。

(6) 募集内容に関する質問の受付等

ア 受付期間

令和8年8月28日(金)から同年9月14日(月)までにおける8時30分から17時15分までとし、土曜日及び日曜日並びに祝日を除きます。

イ 質問の方法

「質問書(様式第8号)」に、次に掲げる事項を記載して電子メールにより送付してください。

なお、混乱や伝達の不備を回避するため、電話、口頭、ファクシミリ等による質問には回答しません。

(ア) 団体名

(イ) 担当者氏名及び部署・職名

(ウ) 電話番号

(エ) 電子メールアドレス

(オ) 質問内容

ウ 回答の方法

質問に対する回答は、本募集要項等を取りに来た全ての団体に対し、電子メールにより行います。

質問のあった日からおおむね3開庁日以内に随時回答しますが、内容によっては、更に時間を要する場合があります。

回答の内容は、本募集要項又は仕様書の内容を補完するものです。

10 候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、指定管理者選定委員会において事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を1者選定します。

なお、応募者が1者の場合は、各基準についてその適否を審査します。

審査の結果、候補者に適する者がないと認める場合は、候補者を選定しないことがあります。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された事業計画書等の内容を審査の後、次の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。実施回数は1回で、モニターは市が準備します。その他パソコン等必要な機材は申請者が準備してください。

ア 日時

別途通知します。

イ 場所

別途通知します。

(3) 選定基準

指定管理者の候補者の選定基準は、次のとおりとします。

【指定提案】

審 査 基 準	配 点
① 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【評価の視点】 ・利用者の平等利用が確保される内容か。 ・不当な利用制限項目はないか。	適・否 <u>※否は失格</u>
② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【評価の視点】 ・施設の設置目的や性格，関係する法令，条例等についての理解はどうか。 ・適正に管理を行える体制（人員配置等）になっているか。 ・苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方はどうか。 ・事故や災害等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。 ・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	適・否 <u>※否は失格</u>
③ 事業計画書等の内容が，利用促進が図られるものであること。 【評価の視点】 ・施設の利用促進に係る具体的な取組（サービス向上等）はどうか。 ・利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組はどうか。 ・公園利用者の増加に向け，適正な計画を有しているか。 ・利用案内・広報活動などの取組はどうか。	3 0
④ 事業計画書及び収支予算書の内容が，適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【評価の視点】 ・収支計画書の規模・内容が適切であるか。 ・提案額が適正な管理に支障を来たすおそれのないものか。 ・指定管理料の額が想定指定管理料の範囲内に収まっているか。 ・管理経費の縮減のための工夫がなされているか。 ・利用料金等の増収のための工夫がなされているか。	3 0
⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 【評価の視点】 ・経営状況は安定しているか。 ・安定した管理を行える体制（人員配置，有資格者の配置等）になっているか。 ・苦情，トラブル等に適切に対応できるか。 ・類似施設等の管理実績を有し，公園施設の管理に関する知識を十分に有しているか。	2 0
⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【評価の視点】	2 0

・事業計画の内容が、具体的で、かつ創意工夫や積極性がみられるものであり、市民協働等の市の施策に沿ったものとなっているか。 ・アーバンスポーツの振興に資する計画となっているか。 ・雇用や発注などにおいて、地域との連携や貢献が意識されているか。 ・地域住民への配慮及び園内店舗等との連携はどうか。	
---	--

【任意提案（加点対象）】

審 査 基 準	配 点
公園のさらなる魅力向上や新たな利用者サービスの提供を図られるものであること。 【評価の視点】 ・自主事業イベント等、魅力的な提案となっているか。 ・財源の確保、指定管理料の削減などの工夫がなされているか。 ・設置目的にふさわしい内容であるか。 ・公園のさらなる魅力向上や新たな利用者サービスの提供が図られる実現可能な計画内容か。	<u>20</u>

※応募者が1者の場合は、各基準において、その適否を審査します。

※採点の結果、1位の応募者が複数あった場合は、選定委員ごとの採点において、最も高い点を多く得た応募者を選定することとします。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定の結果については、文書で通知するとともに、市のホームページに結果を掲載して公表します。その際には、選定された団体の名称及び応募者全員の得点等も公表しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、公表までの間は、選定結果等についての問い合わせには一切応じません。

また、選定委員会の会議は非公開とし、選定結果についての質問及び異議については受け付けません。

1.1 リスクに応じた責任分担

指定管理者と市との責任分担の詳細については別途協定書で定めますが、基本方針については次のとおりとします。

(1) 責任分担

項 目	内 容	負担者	
		市	指定管理者
法令等変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議	
	法人税・法人住民税率等の変更		○
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議	

物価変動	急激なインフレーション又はデフレーションその他の 予期することのできない特別の事情の発生など収 支計画に多大な影響を与えるもの	協議	
需要変更	大規模な外的要因により利用者数が見込みを下回 ることによる収益の減少	協議	
	それ以外のもの		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○
書類の錯誤等	募集要項等，市が責任を持つ書類の誤りによるも の	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
不可抗力	不可抗力（天災，騒乱など市又は指定管理者のいず れの責めにも帰すことのできない自然的又は人為 的な現象）による施設・設備の復旧費用，事業の変 更・中止	○	
	不可抗力による管理運営の中断	協議	
許認可遅延等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないこ とによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新さ れないことによるもの		○
管理運営内容の 変更	市の政策による期間中の変更	○	
	指定管理者の発案による期間中の変更	協議	
管理運営の中断 ・中止・延期	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	協議	
施設・設備・備品 等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○
	それ以外の第三者等相手が特定できない市の施 設，設備，備品	協議	
利用者への損害 賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	管理運営業務の一部を再委託されたものに帰責事 由があるもの		○
	市と指定管理者の両者，または被害者・他の第三者 等に帰責事由があるもの	協議	
施設の修繕	大規模な修繕（５０万円以上）	○	
	小規模な修繕（５０万円未満）		○
保険の加入	建物の火災共済保険	○	

	施設賠償責任保険 (追加被保険者特約 (自治体) 付)		○
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練, 研修等の実施		○
終了手続	指定期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続及び諸経費		○

(2) 損害賠償責任保険への加入

指定管理者は、故意又は過失、施設や整備の管理瑕疵により損害が生じた場合は損害賠償責任を負うことになります。

指定管理者制度においては、指定管理者に帰責事由があるものや協定等により指定管理者が賠償すべきと定めた事項は、指定管理者が損害を賠償する責任があります。

しかし、指定管理者が管理運営を行っている施設であっても、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき被害者となった利用者は、市に対して損害賠償を請求することができます。

それにより、市が負うこととなった損害賠償について、指定管理者に直接の原因がある場合は、国家賠償法第1条又は第2条の規定により、市は指定管理者に対する求償をすることとなります。

指定管理者は、市から求償権を行使された時、その損害賠償責任に対応するために、自らの費用負担により損害保険会社で提供されている指定管理者向けの「損害賠償責任保険」に加入（平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知）することを原則とします。

1.2 施設運営協議会の設置

市と指定管理者は、情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため、呉ポートピアパーク及び天応公園運営協議会（仮称）を設置し、定期的に連絡会議を開催することとします。

なお、連絡会議開催に当たっての事務連絡等については、指定管理者が実施します。

1.3 モニタリングの実施

市は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理基準に沿った運営を行っているか、事業計画等で示した業務を履行しているか等についてモニタリングを実施します。

指定管理者は、管理運営における自己評価を行うこととします。

また、指定管理者は、市民のニーズと利用者の満足度の結果を把握するため、利用者満足度調査等を実施し、サービス向上に向けた改善取組を行います。

1.4 指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体を指定管理者として指定する議案を、自治法第244条の2第6項の規定により呉市議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。なお、呉市議会において否決された場合は指定管理者として指定できません。この場合、市は損害賠償等の責任を負わないこととします。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

15 事業報告書等

- (1) 指定管理者は、毎月10日までに仕様書に示した内容を記載した事業報告書（前月分/月報）を作成し、市に提出してください。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後40日以内に仕様書に示した内容を記載した事業報告書（年度分/年報）を作成し、市に提出してください。
- (3) 指定管理者は、毎年9月までに翌年度の管理運営及び実施事業に関する事業計画書及び収支計画書を市との調整に基づき作成し、提出してください。
- (4) 指定管理者は、その他管理の実態を把握するために市が指示する事項について、市に速やかに報告してください。
- (5) 市は、指定管理者に対して、指定管理業務及び経理状況に関して必要に応じ報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者は指示に従い、必要な措置を講じて市に速やかに報告してください。

16 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 市への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに市に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は自治法第244条の2第10項及び手続条例第6条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の指定の取消し

市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認められるときは、手続条例第7条第1項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。その際、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負いません。

- ア 法人その他の団体が解散した場合
- イ 財務・経営状況が著しく悪化し、管理業務の継続が困難であると認められる場合
- ウ 協定書の内容に関して重大な違反をしたと認められる場合
- エ 自治法の規定による監査の拒否又は妨害をしたと認められる場合
- オ 個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められる場合
- カ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められる場合
- キ 市の指示（業務改善等）に従わなかった場合
- ク 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に抵触したことが明らかとなった場合
- ケ 提出した資料（事業計画書、報告書、財務諸表等）に虚偽の記載があった場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断される場合
- コ その他指定管理者として適当でないと認められる場合

(4) 市への損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者の指定を取り消された団体は、市に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

17 事務引継ぎ等

指定管理者は、指定期間が満了し、又は事業継続が困難になり指定を取り消された場合には、次期指定管理者又は市が指定する者に対して、業務遂行上必要とする書類等を円滑かつ迅速に引き継いでください。

なお、事務引き継ぎ等については、次期の指定管理者が指定の議決を得た後に行ってください。

(1) 関係者への周知

業務の引継ぎに当たっては、指定管理者の変更について関係者等への周知徹底を図るとともに利用者に迷惑を及ぼさないよう最大限に配慮してください。

(2) 引継ぎの期限

業務の引継ぎは、業務に支障を来さないよう、原則として、指定期間が終了するまでに行ってください。

また、指定の取消しを受けた場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるように、事前に業務の引継ぎを行ってください。

(3) 原状回復の義務

指定管理者は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合は、施設及び設備を速やかに原状に回復してください。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

(4) 引継ぎに係る費用の負担

引継ぎや準備に要する費用及び原状回復に要する費用は、指定管理者の負担となります。

(5) 指定管理開始に当たっての準備等

次期指定管理者は、協定発効までの期間、指定管理に係る業務を遂行できるよう、次のとおり必要な体制を整えます。この、準備期間中の費用負担については、次期指定管理者が負担するものとします。

ア 協定について市と協議すること。

イ 配置する職員を確保すること。

ウ 業務等に関する各種規定の作業及び協議をすること。

エ 現在の管理団体との引継ぎを行うこと。

オ その他必要とされる事項

18 提出された申請関係書類等の取扱いについて

(1) 市に提出された申請関係書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は審査の結果の公表その他必要な場合において、申請関係書類等の全部又は一部を無償で使用し、又は申請関係書類等の内容を複写、改変して使用することができるものとします。

(2) 提出された申請関係書類等は、情報公開条例に規定する公文書に該当することとなり、情報公開請求があった場合には、公開することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの（情報公開条例第9条第3号に該当するもの）を除き、原則として公開することとなります。

このため、申請書類に同号に該当する部分があり、非公開を希望する場合は、申請関係書類等の提出とあわせて、非公開とすべき部分と具体的な理由を記載した「非公開希望申立書（様式第10号）」を提出してください。ただし、非公開の申し出があった部分でも、合理的な理由がないと判断される場合又は公益上必要であると認める場合は公開することとなります。

19 その他

(1) 応募者は、申請書等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募は、1団体につき1件とします。

(3) 事業計画書等の内容に、市の新たな費用の発生を伴う提案が含まれている場合であっても、その費用は、原則応募者の負担とします。

(4) 申請関係書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(5) 申請関係書類等は、理由のいかんを問わず、返却しません。

(6) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 申請書の提出後は、原則として、提出書類の記入内容の変更をすることはできません。

(8) 応募資格の確認等のため、法人の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票又は

住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

- (9) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (10) 申請書の提出後に辞退をする場合には、必ず「辞退届（様式第9号）」を提出してください。
- (11) 指定管理者が指定管理に係る業務に関して作成した文書は、公文書となりますので、情報公開条例に基づき、適切な管理を行ってください。
- (12) 指定管理者が指定管理の実施に当たって保有することとなる個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けますので、適切な管理を行ってください。
- (13) 施設に防犯カメラ等がすでに設置されている場合又は新たに設置する場合には、市の設置する防犯カメラの管理及び運用に関するガイドラインに沿って適切に対応してください。
- (14) 管理業務の実施に当たっては、指定議案の議決後締結する協定書（基本協定書及び年度協定書をいう。以下同じ。）、募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者から提出された事業計画書等に従い実施します。実施に当たり、疑義又はそごが生じた場合は、協定書、募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者から提出された事業計画書等の順にその解釈が優先します。ただし、事業計画書等の内容が募集要項及び仕様書に示された内容よりも優れていると市が判断した場合には、事業計画書等を優先します。
- (15) 事業計画書等の作成に当たり入手した、市が非公開としている情報及び個人情報については、情報漏えいに留意し不正使用を行わないよう、適正に管理してください。
- (16) 指定管理者は、管理業務に関連して、事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに市に報告してください。
- (17) 指定管理者は、管理業務を一括して第三者に譲渡し、又は請け負わせることができません。ただし、業務等の一部を他に委託し、又は請け負わせる場合などについては、あらかじめ市の承諾を得た場合には専門の事業者にも再委託することは可能です。
- (18) 指定期間中に合併又は分割によって法人格が変更となる場合は、速やかに市へ連絡してください。
- (19) 指定施設のうち、アーバンスポーツ施設については、施設の知名度、集客力及びサービスの向上や市の自主財源を確保するため、令和8年9月1日より、ネーミングライツを導入し、愛称「TADANO X BASE（タダノ エックス ベース）」を使用します。今後もネーミングライツ制度を継続する予定ですので、指定管理者業務期間中は愛称を使用してください。

また、その他の施設についても、今後ネーミングライツを導入する可能性があります。ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じる場合、市と指定管理者は業務内容等について別途協議を行うこととします。

(20)市は、令和6年6月に「呉ポートピアパーク及び天応公園の再整備に係る基本構想」を策定し、現在、呉ポートピアパークの再整備を行っており、状況によって、管理業務の一部を変更する場合があります。当該変更に伴い発生する費用の負担等については、市と指定管理者で協議の上決定することとします。

20 問い合わせ先

呉市土木部土木総務課

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6階

電 話 0823-25-3668

ファクシミリ 0823-25-0347

電子メールアドレス doboso@city.kure.lg.jp

資料1－1 主要施設

施設名	規模	内 容 等
管 理 棟 (一部貸出施設)	S R C造2階建 延べ面積 896㎡	管理事務所や市の施設のほか、次の貸出施設も整備されている。 ①市民ギャラリー(166㎡) ②会議室(25㎡)×2部屋 ③ダンスルーム(130㎡※令和8年度新設)
管理棟別館 (一部貸出施設)	R C造2階建 延べ面積 966㎡	園内の一番南にある建物。一部貸出施設も整備されている。
こども館	S造スレート葺2階建 延べ面積 886㎡	1階には約5千冊の絵本等を読むことのできる「絵本館」、また2階には、乳幼児を安心して遊ばせる事のできる「なんでも広場」がある。
シンボルドーム (一部貸出施設)	S R C造2階建 延べ面積 644㎡	小規模のコンサート等が開催できる多目的ホールや控室がある貸出施設。なお、1階部分には店舗施設もある。 ○多目的ホール・控室(計192㎡)
アーケード (貸出施設)	コンクリート造 延べ面積 231㎡	※地盤沈下、施設老朽のため使用不可 (老朽化により令和8年度除却予定)
イベントガレージ (貸出施設)	S造1階建て 延べ面積 539㎡	雨天時もイベント会場として使用できる施設
野外ステージ (貸出施設)	S R C造1階建て 延べ面積 199㎡	イベントステージや小規模のコンサート等が開催できる施設
陶 芸 館 (貸出施設)	S R C造1階建て 延べ面積 61㎡	陶芸教室や芸術活動等の出来る施設
(旧)彩 飾 館 (貸出施設：使用不可)	S R C造1階建て 延べ面積 65㎡	※地盤沈下、施設老朽のため使用不可
(旧)創 遊 館 (貸出施設：使用不可)	S R C造1階建て 延べ面積 43㎡	
ベビールーム 一休館(併設)	S R C造1階建て 延べ面積 63㎡	ベビールームは、授乳室として使用 一休館は、休憩室として使用
イベントストリート (貸出施設)	面 積 4,250㎡	この内1,400㎡が貸出施設 イベント会場等として使用可能
イベント広場 (貸出施設)	面 積 3,100㎡	この内1,300㎡が貸出施設 イベント会場等として使用可能
エントランス広場 (貸出施設)	面 積 3,000㎡	この内900㎡が貸出施設 イベント会場等として使用可能
まちかど広場 (貸出施設)	面 積 2,500㎡	この内900㎡が貸出施設。野外ステージ前でイベント会場等として使用可能
多目的広場 (貸出施設)	面 積 5,000㎡	この内2,100㎡が貸出施設 24時間自由に利用できる広場
トライアル広場 (貸出施設)	面 積 2,000㎡	多目的広場の一角にある、県内初のマウンテンバイク専用のトライアル広場
芝生広場	面 積 6,300㎡	芝生の敷き詰められた広場。遠足やボール投げ等が出来る。
じゃぶじゃぶ池	面 積 550㎡	小学生の低学年以下の子どもが保護者と一緒に水遊びできる施設
マルベージャ庭園	面 積 2,900㎡	呉市の国際姉妹都市であるマルベージャ市(スペイン)の名前を命名した公園
ふるさと広場	面 積 1,400㎡	イベントなども開催できる「イベントブリッジ」、パーゴラの下でゆっくり休憩のできる「芝生の丘」、自然にふれあえる「ビオトープ」の3つのゾーンで構成された広場で、平成17年4月に開設された。
鎮海広場	面 積 700㎡	呉市の国際姉妹都市である鎮海市(韓国)の名前を命名した公園
大型木製遊具		木の素材を活かした木製の帆船をイメージして作られている。
ふわふわドーム	二重コート of テント生地(厚さ0.3mm)	直径10mの空気で膨らむトランポリンのような遊具
3x3バスケットボールコート (貸出施設)	アスファルト舗装 面 積 600㎡	アスファルト舗装(一部カラー)されたコート2面、照明完備。占用使用も可能 ※令和8年度新設

資料１－２ 主要施設

施設名	規模	内容等
スケートボードエリア (貸出施設)	コンクリート舗装 面積 約 1,700 m ²	日除け(一部), 照明, フェンス, 防犯カメラ等が整備されており, 占用使用も可能 ※令和8年度新設
BMXエリア (貸出施設)	コンクリート造 (タイル仕上げ) 面積 約 180 m ²	日除け, 照明, W i - F i 完備。占用使用も可能 ※令和8年度新設

呉ポートピアパーク及び天応公園建物等施設位置図

1	管理棟（R8ダンスルーム開設）	13	こども館
2	正面ゲート	14	倉庫
3	西ゲート（R7除却済）	15	便所①（イベントストリート横）
4	シンボルドーム	16	便所②（イベントガレージ裏）
5	店舗	17	便所③（西ゲート横）
6	アーケード（R8除却予定）	18	野外ステージ・便所
7	店舗・陶芸館	19	イベントガレージ
8	ふれあいショップ	20	管理棟別館
9	店舗（貸出施設）	21	倉庫①（業者通路）
10	授乳室・休憩室	22	倉庫②（業者通路）
11	旧彩飾館	23	便所④（天応公園）
12	旧創遊館		

